

## 第32回 邑楽町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年1月12日(木)午後3時00分～3時30分

2. 開催場所 邑楽町役場 201会議室

3. 出席委員 10人

1番 横山 正行  
2番 金子 節夫  
3番 松崎 マサエ  
4番 松島 章倫  
5番 小林 修  
6番 中村 政五郎  
7番 島田 信成  
8番 高田 洋子  
9番 天谷 豊  
10番 大川 則彦

4. 事務局 事務局長 吉田 享史 課長補佐 國府田 諭 主事 小林 智貴

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案

議案第92号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
議案第93号 競売農地の買受適格証明について  
議案第94号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請について  
議案第95号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第3 報告

報告第37号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

6. 会議の概要

会長(天谷)	それでは只今より、第32回邑楽町農業委員会総会を開会いたします。事務局より出席状況の報告をお願いします。
事務局長(吉田)	本日の出席委員数は、10名でございます。
会長(天谷)	事務局の報告の通り、本日の出席委員数は10名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数が出席しております。よって、第32回邑楽町農業委員会総会が成立したことを宣言いたします。
	<会長挨拶>
会長(天谷)	これより議事に入ります。議事日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、総会会議規則第25条第2項の規定により、議席番号10番大川則彦委員、同じく1番横山正行委員を指名いたしますので、ご了承お願いいたします。
	次に議事日程第2、議案第92号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてであります。1番について事務局より説明を願います。
國府田(事務局)	議案第92号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第3条第1項の規定による許可申請があったので、審議の決定を求めます。令和5年1月12日、邑楽町農業委員会長、天谷豊。
	番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、1ページから3ページを参照してください。以上です。
会長(天谷)	事務局からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。
	(挙手なし)
	無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。
	(挙手全員)
	挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可すること

<p>会長(天谷)</p>	<p>を決定致しました。</p> <p>ここで暫時休憩といたします。</p> <p>(休憩終了)</p> <p>休憩前に引き続き、議事を行います。</p> <p>次に、議案第93号、競売農地の買受適格証明願についてを議題といたします。1番について事務局より説明を願います。</p>
<p>國府田(事務局)</p>	<p>競売農地の買受適格証明願についてです。</p> <p>まず、農業委員会が行う買受適格証明の制度について簡単に説明させていただきます。農地の競売や公売に参加できるのは3条許可申請ができる人、つまり農家要件を満たす人に限られますが、競売や公売を行ってから3条許可申請を行うと、農家要件を満たさない人が落札するということも想定され、結果的に競売・公売がやり直しとなる恐れがございます。</p> <p>そこで、競売・公売が行われる前にあらかじめ参加資格を農業委員会が審査し、落札後はスムーズに所有権移転が行われるようにするために買受適格証明の制度があります。</p> <p>競売・公売に参加を希望する人は、事前に買受適格証明願と当該農地に係る3条許可申請を提出し、競売・公売への参加資格と、当該農地の所有権移転に関する内容を審議します。</p> <p>落札後は当該農地の3条許可申請の審査を省略し、内部の決裁のみで許可証を交付することができます。</p> <p>本案件はそうした制度に基づくものです。</p> <p>議案第93号、競売農地の買受適格証明願についてであります。次のとおり出願があったので、審議の決定を求めます。令和5年1月12日、邑楽町農業委員会長、天谷豊。</p> <p>番号1番。願出人、土地の表示については、議案書記載の通りです。この案件は競売での買受適格証明願であるため、願出人単独申請ということになり、願出人のみとなります。</p> <p>願出人の状況につきましては、実質新規に就農する法人ということになります。よって、農地所有適格法人としてよろしいかどうかの審議も同時に行うこととなります。つまり農地所有適格法人としてよろしいかどうかと同時に買</p>

受適格証明をして良いかの判断材料となります。経営面積としては、この度の競売にて取得可能となった際には下限面積である50アールを超えることとなり、農家要件を満たすこととなる見込みです。

ここで、今回の申請者が法人で初めて邑楽町の農地を取得するにあたり、農地所有適格法人の規定を満たすものであるかの説明、審査をします。まず、農地所有適格法人として認められる要件として、株式会社(株式非公開会社)・持分会社・農事組合法人のいずれかであること。売上高の過半が農業(販売・加工等も含む)であること。構成員・議決権要件が常時従事者が総議決権の2分の1を超えること、農業関係者以外の構成員の議決権が総議決権の2分の1未満であること。役員のうち、1人以上が農作業に従事(原則年間150日以上)、役員または重要な使用人のうち、1人以上が農作業に従事(原則年間60日以上)、と4つの要件があります。

では、今回の申請法人の農地所有適格法人としての事業等の状況をご覧ください。今回の申請法人は実質新規就農ということであり、今後の営農計画ということで申請されています。まず、会社の形態は平成3年設立の株式非公開会社であり、の要件を満たします。次に資料の1-2の売上高をご覧ください。過去3年間の売上高実績は農業以外の売り上げであり、今後、今回の申請地を取得できた際には、100パーセント農業によるものである計画を提出しております。よっての要件を満たします。次に、この法人の構成員及び農業従事者は2名であり、この2名で議決権100パーセントということですので、の要件を満たします。次に構成員の農業の従事状況ですが、役員である者は年間150日農業に従事し、構成員たる者は年間240日従事する計画を提出しております。よって、の要件を満たします。

以上のことから、農地所有適格法人の要件を満たす計画であるものと思われまます。

なお、申請地につきましては1月10日に3班の皆さんと現地確認を行いました。申請地は農地として長らく不耕作状態で荒廃している状態ではありますが、この度の願出人は現場の状況を把握しており、取得できた際には適切に管理、営農をすると意思確認をしております。

また通作についてですが、現在の申請では前橋市から通作する内容となっておりますが、今回の競売農地を落札し取得できた際には、館林市内に拠点を設ける計画で、具体的な場所も決めている状況ということを、申請者より聴取しています。

その他の状況は資料の4ページから7ページを確認してください。以上です。

<p>会長(天谷)</p>	<p>事務局からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可することを決定致しました。</p> <p>次に、議案第94号農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請についてですが、議案第95号農地法第5条第1項の2番と関連がありますので、そちらで一括審議させていただきます。</p> <p>次に、議案第95号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番について事務局より、説明を願います。</p>
<p>事務局(國府田)</p>	<p>議案第95号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和5年1月12日、邑楽町農業委員会長、天谷豊。</p> <p>番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、8ページから11ページを参照してください。以上です。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
<p>8番(高田)</p>	<p>8番高田です。1月10日に事務局と3班で現地確認を行いました。申請地は大字狸塚字高原地内、案内図は資料8ページ、付近状況図は9ページを参照してください。申請地は国道354号線から50メートルないくらいの場所に位置しており、住宅に囲まれた一部であり、農地の拡がりは無く、次々と宅地化が進んでいる状況です。その他農地の第2種農地と判断されます。3班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様の</p>

<p>会長(天谷)</p>	<p>ご審議をよろしく申し上げます。</p> <p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>続きまして、2番については議案第号第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請についての1番と関連がありますので、一括で審議いたします。事務局より、説明を願います。</p>
<p>事務局(國府田)</p>	<p>番号2番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、12ページから15ページを参照してください。以上です。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
<p>10番(大川)</p>	<p>10番大川です。1月10日に事務局と3班で現地確認を行いました。申請地は大字篠塚字水立地内、案内図は資料12ページ、付近状況図は13ページを参照してください。申請地はその他農地の第2種農地と判断されます。なおこの地区は邑楽南地区地区計画区域内です。3班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p>

事務局(國府田)	<p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件及び議案第94号の1番の案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>続きまして、3番について事務局より、説明を願います。</p> <p>番号3番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、16ページから19ページを参照してください。以上です。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
1番(横山)	<p>1番横山です。1月10日に事務局と3班で現地確認を行いました。申請地は大字篠塚字馬場地内、案内図は資料16ページ、付近状況図は17ページを参照してください。申請地は大規模指定集落蛭沼地区の滲み出し区域内にあります。第1種農地ですが既存集落と接続しており、不許可の例外にあたります。3班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくをお願いします。</p>
会長(天谷)	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件については原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p>

事務局(國府田)	<p>次に、報告第37号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出についてであります。1番から2番について、事務局より一括して報告願います。</p> <p>報告第37号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出についてであります。次の通り、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出があったので報告します。令和5年1月12日、邑楽町農業委員会会長、天谷豊。</p> <p>こちらは市街化区域内における5条の届出によるものでございます。番号1番につきまして、内容については議案書記載の通りでありまして、資料については25ページをご参照ください。以上、ご報告申し上げます。</p>
会長(天谷)	<p>以上で本日予定された議案の審議は、すべて終了いたしました。これで第32回邑楽町農業委員会総会を閉会いたします。</p>



上記の会議顛末は書記が記載したものです。その内容について相違なきことを証するため署名捺印します。

令和5年2月8日

邑楽町農業委員会 会長 天谷 豊

委員 大川 則彦

委員 横山 正行